

林野火災注意報・警報の運用開始について

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて令和8年1月1日から林野火災の予防を目的として、「林野火災注意報・警報」の運用を開始します。

鳴門市では林野火災の予防上、注意を要する気象状況となった際「林野火災注意報」を発令します。また、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用制限」について、努力義務ではなく遵守が必要となる場合には、「林野火災警報」を発令します。

発令区域はJR高徳線・鳴門線より北側を対象区域とし運用します。(QRコード参照)



林野火災注意報・警報の発令基準

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されている場合

警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合



解除基準

降雨、降雪等の気象状況により、基準を満たさなくなった場合

林野火災警報が発令された場合の規制について

山林原野への火入れ禁止

煙火の消費禁止

屋外での火遊び、たき火 禁止

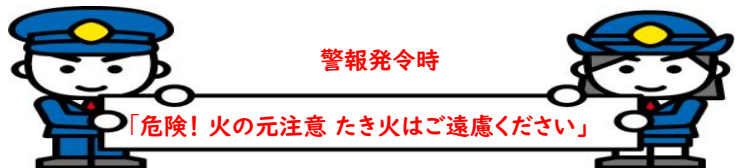
山林、原野等指定区域内での喫煙禁止

危険物の近くで喫煙禁止

残火等の処理を怠らない

林野火災注意報・警報の発令対象期間

鳴門市では、年間を通じて対象期間とします。



たき火の届出制度

条例改正に伴い、火災とまぎらわしい煙等の行為にたき火が含まれることが明確化されました。これに伴い鳴門市全域において、たき火を行う場合は必ず消防本部へ届出してください。

留意事項

- ・警報発令時は、防災行政無線、鳴門市webサイト、車両巡回でお知らせします。
- ・注意報・警報の内容で判断が難しい場合は、事前に消防本部へご相談ください。

お問合せ先：鳴門市消防本部 ☎ 088-685-2009